○法務省・厚生労働省令第五号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

厚生労働大臣　福岡　資麿

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令（平成二十八年法務省厚生労働省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。次条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
外国人育成就労機構の財務及び会計に関する省令	外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令
（経理原則）	（経理原則）
第一条　外国人育成就労機構（以下「機構」という。）は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。	**第一条**　外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。
（予算の添付書類）	（予算の添付書類）
第六条　機構は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第九十二条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第六条**　機構は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第九十二条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
〔一～三　略〕	〔一～三　同上〕
2　〔略〕	2　〔同上〕
（事業計画）	（事業計画）
第十一条　法第九十二条第一項の事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。	**第十一条**　法第九十二条第一項の事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。
一　法第八十七条第一項第一号に規定する育成就労に関し行う業務に関する事項	一　法第八十七条第一号に規定する技能実習に関し行う業務に関する事項
二　法第八十七条第一項第二号に規定する育成就労外国人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）に関する事項	二　法第八十七条第二号に規定する技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）に関する事項
三　法第八十七条第一項第三号に規定する育成就労外国人等が育成就労の対象となること又は育成就労を継続することに資する業務に関する事項	三　法第八十七条第三号に規定する技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務に関する事項
〔四・五　略〕	〔四・五　同上〕
2　〔略〕	2　〔同上〕

備考　表中の〔　〕の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。